

役員選出に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、「日本農業経済学会会則」第6条における役員の選出方法及び理事の定数について定める。

(理事の定数)

第2条 理事の定数は、地区選任理事の37名と、会長指名理事の若干名を合計した数とする。

2. 地区選任理事は 会員の地区別分布状況から案分し、地区別に次の定数を設ける。

北海道4、東北3、関東13、中部3、北陸2、近畿4、中国3、四国2、九州・沖縄3。

以上の地区別定数については、地区内の会員数に変動があれば改正することができる。

(理事及び監事の選任)

第3条 次期の地区選任理事候補者については、地区ごとに会員の意向を今期の理事が取りまとめ、総会の30日前までに総務担当常務理事を通じて理事会に推薦する。関東地区を除いて、推薦された候補者には、地区担当常務理事1名が含まれる。

2. 次期の地区選任理事は、理事会及び総会の承認を経て選任する。

3. 次期の会長指名理事は、会長が指名し、理事会及び総会の承認を経て選任する。

4. 次期の監事は監査の便宜を考慮して候補者を選定し、理事会及び総会の承認を経て選任する。

(会長及び副会長の選出)

第4条 会長及び副会長は総会終了後の新理事会で選出する。議決には、過半数の理事の出席を要する。

2. 会長は、出席理事による単記の投票によって、有効投票数の過半数を得た者を当選者として選出する。過半数の得票者がいない場合は、上位2名の得票者または2名以上の1位得票者によって決選投票を行い、得票数1位の者1名を当選者とする。決選投票で得票数が同数の場合は、年長者を当選者とする。

3. 副会長は、出席理事による4名以内連記の投票によって、有効投票のうち上位4名の得票者を当選者として選出する。得票が同数の場合は、同数得票者のうち年長者を上位とする。

(役付常務理事の選出)

第5条 会長指名理事を除く役付常務理事は、選任された理事の中から、正副会長及び会

長補佐常務理事、総務担当常務理事の協議を経て選出する。

2. 第1項の協議において、やむを得ない事由が認められる場合に限り、役付常務理事と地区担当常務理事を兼務させることができる。
3. 役付常務理事のうち、会長補佐、総務担当、和文誌及び英文誌編集担当は会長指名理事とし、第3条第3項に従って選任する。ただし、総務担当は関東地区理事会が、和文誌及び英文誌編集担当は編集委員会が、それぞれ会長の指名に先立って候補者を推薦する。

(地区選任理事の交代)

第6条 選任された地区選任理事が選出母体である地区から転出または欠員した場合は、同地区の理事の責任において後任の理事候補者を推薦し、総務担当常務理事を通じて会長に届ける。会長は推薦のあった候補者を会長指名理事に選任し、理事の交代について理事会及び総会に報告する。任期は前任者の残任期間を原則とする。

2. 地区担当常務理事が転出または欠員した場合は、同地区の理事の責任において、同地区の理事の中から後任の地区担当常務理事候補者を推薦し、総務担当常務理事を通じて会長に届ける。会長は推薦のあった候補者を会長指名理事に選任し、地区担当常務理事の交代について理事会及び総会に報告する。任期は前任者の残任期間を原則とする。地区担当常務理事の選出に伴う理事の欠員については、第1項に従って補充する。
3. 会長、副会長、役付常務理事については、第1項の規定は適用しない。

(欠員補充)

第7条 会長が欠員した場合は、「日本農業経済学会会則」第7条に従って、副会長が代理する。任期は前任者の残任期間を原則とする。

2. 副会長が欠員した場合は、副会長が兼務するか、副会長選挙の次点者を充てる。次点者を充てる場合、次点者が役付常務理事のときは、第5条第1項に従って役付常務理事の欠員を補充する。任期は前任者の残任期間を原則とする。
3. 会長指名理事を除く役付常務理事が欠員した場合は、第5条第1項に従って補充する。任期は前任者の残任期間を原則とする。
4. 会長補佐常務理事、総務担当常務理事が欠員した場合は、次期候補者を会長が選任し、理事会及び総会に報告する。任期は前任者の残任期間を原則とする。
5. 和文誌及び英文誌編集担当常務理事が欠員した場合は、編集委員会が候補者を推薦し、会長が選任して理事会及び総会に報告する。任期は前任者の残任期間を原則とする。
6. 開催校担当理事が欠員した場合は、開催校が候補者を推薦し、会長が選任して理事会及び総会に報告する。任期は前任者の残任期間とする。

(改正)

第8条 この細則は理事会の議決及び総会の承認を経て改正する。

附則

本細則は2003年4月2日から施行する。

附則

本細則は2015年3月28日から施行する。

附則

本細則は2016年3月29日から施行する。

附則

本細則は2017年3月28日から施行する。